

# 東日本復興支援コンソーシアム設立総会 議事次第

日時 平成24年4月12日(木) 10時から  
場所 KKRホテル東京 11階 孔雀の間

## 1 開会

## 2 挨拶

南相馬市長 桜井 勝延

南砺市長 田中 幹夫

総務省北陸総合通信局長（「南相馬チャンネル」北陸地域映像提供実験  
支援協議会会長） 齊藤 一雅

## 3 議事

第1号議案 東日本復興支援コンソーシアム設置要綱（案）について

第2号議案 東日本復興支援コンソーシアム役員（案）について

第3号議案 東日本復興支援コンソーシアム平成24年度事業計画（案）  
について

第4号議案 東日本復興支援コンソーシアム平成24年度収支予算（案）  
について

## 4 報告

（1）東日本復興チャンネルの今後の運営事業等について

○ 番組の制作・送出

○ 広告の管理

○ 視聴者の支援

## 5 意見交換

## 6 閉会

## 【配布資料】

- 第1号議案 東日本復興支援コンソーシアム設置要綱（案）
- 第2号議案 東日本復興支援コンソーシアム役員（案）
- 第3号議案 東日本復興支援コンソーシアム平成24年度事業計画（案）
- 第4号議案 東日本復興支援コンソーシアム平成24年度収支予算（案）
  
- 参考資料1 東日本復興支援コンソーシアム設立趣意書
- 参考資料2 東日本復興支援コンソーシアム会員
- 参考資料3 東日本復興チャンネルの今後の運営事業等について

## 第1号議案

### 東日本復興支援コンソーシアム 設置要綱（案）

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 南相馬市による「南相馬チャンネル」の取組を発展させ、情報発信主体として多くの被災自治体に参加できる体制の整備及び全国の避難者が特別の負担なしに被災地の復興状況等に関する正確な情報を視聴できる環境の整備等を経て、オール被災地の情報をオールジャパンの避難者に届ける「東日本復興チャンネル」を実現するとともに、その運営をバックアップすることを目的として、官民連携の支援・協力体制である「東日本復興支援コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）を設置する。

#### 第2章 事業

（事業）

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）東日本復興チャンネル（当面は「南相馬チャンネル」。以下、同じ。）の取組に対する助言、技術的サポート等
- （2）東日本復興チャンネルの取組の広報宣伝
- （3）東日本復興チャンネルの取組に対する支援と協力の呼び掛け
- （4）その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（事務局）

第3条 コンソーシアムは、事務局を東京都中央区新川2-9-2 株式会社ヨーズマー内に置く。

#### 第3章 会員

（会員）

第4条 コンソーシアムの会員は、通常会員及び特別会員とする。

- 2 通常会員は、コンソーシアムの目的に賛同した企業等で入会金及び年会費を納入した者とする。
- 3 特別会員は、通常会員以外の会員で、被災自治体の首長、有識者等とする。

（入会）

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会届を会長に提出するものとする。

（退会）

第6条 コンソーシアムを退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

## 第4章 役員等

(種別及び定数)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
監事	1名

(選任)

第8条 会長、副会長、幹事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(職務)

第9条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在等のときは、会長があらかじめ指名した順序にしたがい、その職務を代行する。
- 3 幹事は、必要に応じて会務を分担する。
- 4 監事は、コンソーシアムの会計及び事業の状況を監査し、その結果を会員に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は前任者の残存期間とする。

(顧問)

第11条 コンソーシアムに顧問を置く。

- 2 顧問は、コンソーシアムの運営等に関して必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。

## 第5章 総会

(種別)

第12条 コンソーシアムの総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成及び定足数)

第13条 総会は、会員をもって構成し、会員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任または解任

- (4) 設置要綱の改正
- (5) 解散
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 15 条 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(招集及び議長)

第 16 条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

## 第 6 章 役員会

(構成)

第 18 条 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成する。

(権能)

第 19 条 役員会は、以下の事項について審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 第 2 条に掲げる事業の運営に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(開催)

第 20 条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第 21 条 役員会は、会長が招集する。

## 第 7 章 会計

(経費)

第 22 条 コンソーシアムの事業に必要な経費は、入会金、年会費、その他の収入をもって充てる。

(入会金及び年会費)

第 23 条 通常会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 入会金は 20 万円、年会費は 30 万円とする。
- 3 事業年度の後半（毎年 10 月 1 日以降）に入会するときは、当該年度の年会費は

15万円とする。

4 入会金及び年会費は、別に定めるところにより免除することができるものとする。

(拠出金品の不返還)

第24条 既納の入会金、年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 その他

(残余財産の帰属)

第26条 コンソーシアムが解散したときに残存する財産は、特別会員(被災自治体の首長)の属する被災自治体に寄付するものとし、配分については総会で決定する。

(雑則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、役員会の審議を経て、会長が別に定める。

## 附則

1 この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

2 コンソーシアムの設立当初の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 コンソーシアムの最初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、平成24年4月12日に始まり、平成25年3月31日に終わるものとする。

4 コンソーシアムの設立準備経費153,925円をコンソーシアムの初年度会計に繰り入れる。

5 「南相馬チャンネル」は、南相馬市以外の被災自治体が運営主体として参加した段階で、「東日本復興チャンネル」に拡大されるものとする。

## 第2号議案

### 東日本復興支援コンソーシアム役員（案）

（五十音順・敬称略）

#### ●会長

桜井 勝延 南相馬市長

#### ●副会長

石原 俊爾 株式会社TBSテレビ代表取締役社長

遠藤 信博 日本電気株式会社代表取締役執行役員社長

香西 卓 株式会社アクトビラ代表取締役社長

鈴木 幸一 株式会社インターネットイニシアティブ代表取締役社長

須田 善明 女川町長

田中 幹夫 南砺市長

戸羽 太 陸前高田市長

野口 高志 株式会社ヨーズマー代表取締役

牧野 儀邦 八木アンテナ株式会社代表取締役社長

室伏 伸哉 株式会社ACCESS代表取締役社長

八木橋 五郎 株式会社ミライト・ホールディングス代表取締役社長

山本 正巳 富士通株式会社代表取締役社長

吉田 嘉明 株式会社DHC代表取締役会長

#### ●幹事

高木 繁雄 株式会社北陸銀行取締役頭取

#### ●監事

轟 芳英 有限責任 あずさ監査法人パートナー/公認会計士

◎ また、東日本復興支援コンソーシアム設置要綱第11条の規定にしたがい、下記のとおり、会長が顧問を委嘱する。

音 好宏 上智大学教授

川島 宏一 佐賀県特別顧問

齊藤 一雅 総務省北陸総合通信局長

三友 仁志 早稲田大学教授

## 第3号議案

### 東日本復興支援コンソーシアム 平成24年度事業計画（案）

#### 1 基本方針

東日本復興支援コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）は、東日本復興チャンネル（当面は、「南相馬チャンネル」。以下、同じ。）の運営主体（当面は、「南相馬市」。以下、同じ。）及び運営事業者（当面は、「株式会社ヨーズマー」。以下、同じ。）が行う東日本復興チャンネルの運営をはじめとする同チャンネル関連の取組（以下、「東日本復興チャンネルの取組」という。）を支援するため、運営主体及び運営事業者との密接な連携の下、以下の事業を行う。

※ 「南相馬チャンネル」は、南相馬市以外の被災自治体が運営主体として参加した段階で、「東日本復興チャンネル」に拡大されるものとする。

#### 2 事業内容

- (1) 東日本復興チャンネルの取組に対する助言、技術的サポート等
- (2) 東日本復興チャンネルの取組の広報宣伝
  - ※ コンソーシアム及び会員の取組の広報宣伝を含む。
    - 広報宣伝イベント等の実施
    - ホームページの開設・運営（南相馬チャンネルの視聴サイトと共同）
- (3) 東日本復興チャンネルの取組に対する企業等による支援と協力の呼び掛け
  - 説明会等の実施
  - 現物協力を含む支援・協力企業等の募集、仲介、斡旋
  - 企業CSR広告の広告主の募集、仲介、斡旋
- (4) コンソーシアムの会員の募集及び上記の事業を実施するための会費の管理

#### 3 会議

- (1) 役員会  
年4回程度開催する。

## 第4号議案

### 東日本復興支援コンソーシアム 平成24年度収支予算（案） （平成24年4月12日から平成25年3月31日まで）

#### 1 収入

（単位 円）

項目	予算	備考
入会金	4,000,000	設立発起人10社×20万円 期中の入会10社×20万円
年会費	5,250,000	設立発起人10社×30万円 年度前半に5社×30万円 年度後半に5社×15万円
雑収入	500	利息等
合計	9,250,500	

#### 2 支出

（単位 円）

項目	予算	備考
会議費	571,925	
総会	250,000	年1回
役員会	168,000	年4回
設立発起人会	153,925	平成24年2月20日開催
事業費	5,900,000	
広報宣伝イベント等の実施	1,950,000	全国紙とのタイアップによるシンポジウムの開催等
ホームページの開設・運営	1,950,000	多言語対応機能等の拡充
説明会等の実施	2,000,000	説明会等の実施による支援と協力の呼び掛け
事務費	2,245,520	
事務局人件費	2,040,000	
旅費	177,000	
通信費	14,720	郵送費、振込手数料等
消耗品費	13,800	事務用品
雑費	10,000	
予備費	523,055	
合計	9,250,500	

## 東日本復興支援コンソーシアム設立趣意書

東日本大震災は地震、津波、原発事故が複合した未曾有の大災害であり、多くの尊い命が失われ、今なお多くの被災者が過酷な避難生活を余儀なくされています。特に福島第一原発事故は、南相馬市の約2.6万人をはじめ約7万人の被災者が、遠く故郷を離れ、全国各地に避難する、災害が多い日本でさえ経験のない全く新たな避難状況をもたらしました。

こうした被災者、避難者の方々は、何よりも地域に密着した生活支援情報、復興情報等が分かり易い形で迅速に提供されることを渴望しており、それに応えるために、南相馬市では昨年7月20日にデジタルテレビ放送の空きチャンネルを活用したいいわゆるエリア限定の放送サービスである「南相馬チャンネル」の実験を開始しました。さらに、遠く故郷を離れて暮らす避難者の方々に南相馬チャンネルと同じ情報を同時に届けるための映像提供実験が、昨年9月1日から北陸地域で始まっています。

南相馬チャンネルの基本的な仕組みは、被災地におけるエリア限定の放送サービスと遠隔地に対するネット配信（インターネットTVのアクトビラ等を活用）の組み合わせであり、情報弱者の高齢者でもリモコンを使って簡単に利用することができるよう、身近なテレビを媒体とし、映像・音声、データ放送を組み合わせた分かり易い番組づくりをめざしています。

故郷を遠く離れた避難者に被災地の復興状況に関する正確で適切な情報が届けられることで、避難者と故郷の絆が維持されるだけでなく、早期の帰還のための環境が造られることが期待されています。今なお人口の3割以上が全国に避難している南相馬市では、避難者の早期の帰還を促すことが、そのまま地域コミュニティの維持、再生につながり、被災地の復興の力になります。

我々設立発起人一同は、まず、この南相馬チャンネルの取組を南相馬市と北陸以外の地域に拡大し、全国の避難者の方々が特別の負担なしに視聴できる仕組みを構築すること、すなわち、「南相馬チャンネルのネット配信による全国展開」を実現し、次に、それを共通のプラットフォームとして、南相馬市以外の被災地自治体に対して、情報発信主体としての参加を呼び掛け、これにより、最終的な目標（ゴール）として、オール被災地の情報をオールジャパンの避難者に届ける「東日本復興チャンネル」の仕組みに発展させたいと考えています。

そして、我々設立発起人一同は、このためには、番組の制作・送出に要する費用、避難者にインターネットの接続・利用環境を提供するための費用など、運営のための費用が必要となることから、南相馬市、国、民間企業等がトライアングルを形成し、オールジャパンの力を結集し、日本の社会全体が応援し、支援・協力する体制を構築することが必要であると考え、「東日本復興支援コンソーシアム」の設立を提案することとしました。

このコンソーシアムは、日本全国から会員を募集するとともに、CSR（企業の社会的責任）の観点からの企業CSR広告を広く募集し、それらの収入を基に東日本復興チャンネルの自立的運営を支える役割を担います。南相馬チャンネルは、全国展開を契機に視聴制限を外し、一般のネットユーザーを含め世界中の人達に見てもらおうと考えています。世界が日本の被災地に注目し、未曾有の災害から日本人がいかに立ち上がろうとしているか、その一挙手一投足に耳目が集まる中、被災地のありのままの“いま”の映像を世界に発信するメディア、世界中の人達が日本の被災地復興と云えば南相馬チャン

ネル（東日本復興チャンネル）を想起するような、日本の被災地復興のシンボルにしたいと考えています。

世界中に応援の輪を広げるのみならず、人類の歴史においても稀有の災害を体験した現場を世界中の企業や研究者にフィールドとして提供し、世界中の英知、アイデア、技術、資源を南相馬に福島に東北に誘致し、様々な活動や事業を展開してもらい、それを復興の力、バネにしたいと考えています。そこから、世界に通用する、未来に通用する、新しい知見やモデルが創り出されることになれば、被災地が世界に未来に貢献することができます。それこそが、発災後に寄せられた世界中からの善意に報いる道であり、被災地の希望の光になるものと信じます。

南相馬チャンネル（東日本復興チャンネル）は、その取組そのものが、全く新しい避難者支援の情報伝達のモデルを構築しようとするものであり、「未来の世代への贈り物」、そして、「世界の被災地、被災者への贈り物」になるものと考えています。

以上の趣旨を踏まえ、ぜひともご英断をもって、東日本復興支援コンソーシアムへの参加と協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年2月20日  
東日本復興支援コンソーシアム設立発起人一同  
設立発起人代表 南相馬市長 桜井勝延

東日本復興支援コンソーシアム会員

(五十音順・敬称略)

●通常会員

株式会社ACCESS

株式会社アクトビラ

有限責任 あずさ監査法人

株式会社インターネットイニシアティブ

エリアポータル株式会社

株式会社TBSテレビ

株式会社DHC

日本電気株式会社

株式会社北陸銀行

富士通株式会社

株式会社ミライト・ホールディングス

八木アンテナ株式会社

株式会社ヨーズマー

●特別会員

音 好宏 (上智大学教授)

川島 宏一 (佐賀県特別顧問)

齊藤 一雅 (総務省北陸総合通信局長)

桜井 勝延 (南相馬市長)

須田 善明 (女川町長)

田中 幹夫 (南砺市長)

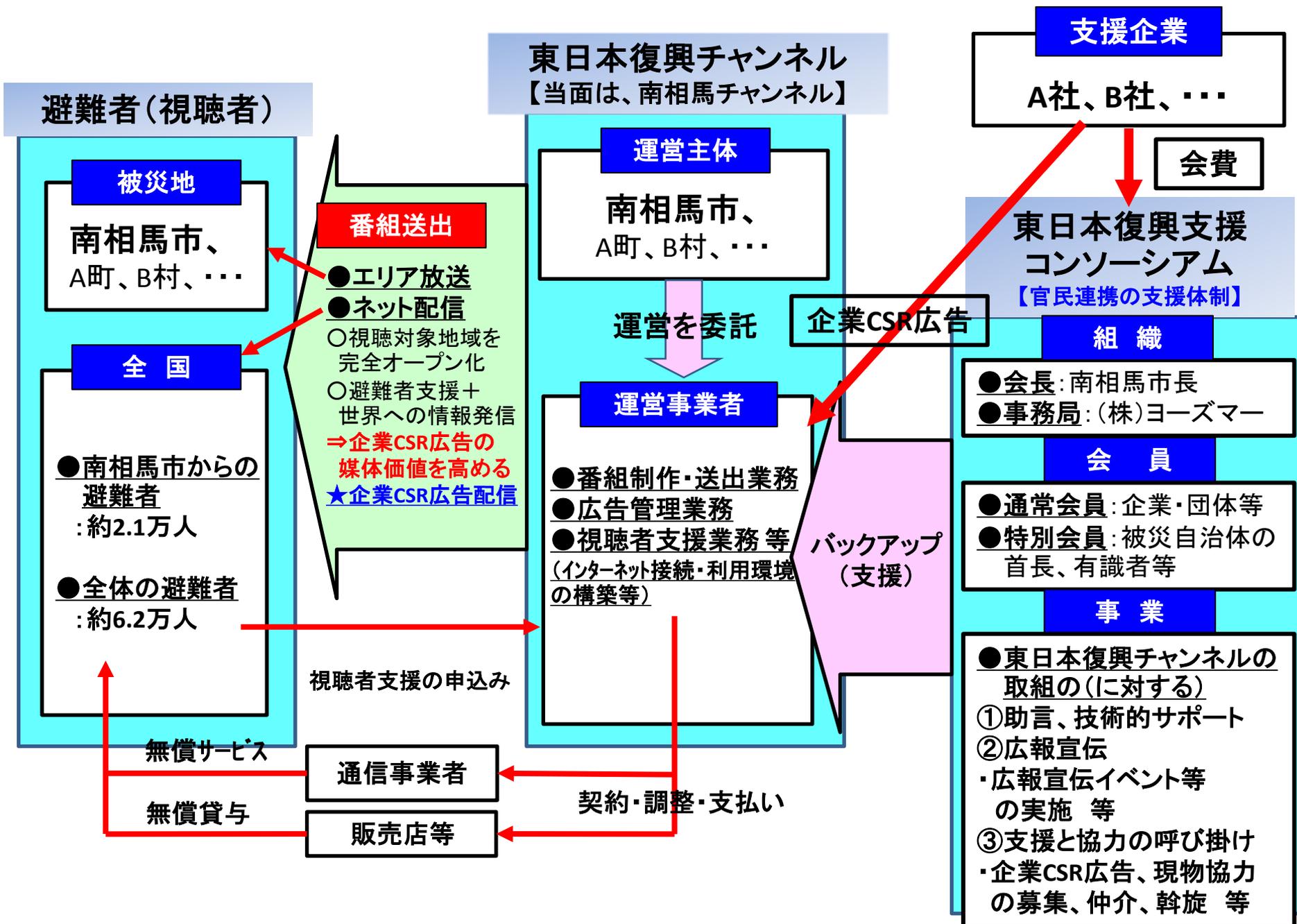
戸羽 太 (陸前高田市長)

三友 仁志 (早稲田大学教授)

# 東日本復興チャンネルの今後の 運営事業等について

- 番組の制作・送出
- 広告の管理
- 視聴者の支援

# 東日本復興チャンネルの取組の全体像



# 東日本復興チャンネルの運営事業の全体イメージ

## 番組の制作・送出

### 番組制作・編成

- 地元スタッフを雇用

### 送出システム維持管理

- 地上デジタル放送送出機器
- インターネット配信用機器

### スタジオの開設、運営

- 被災自治体毎にスタジオを設置

## 視聴者の支援

### ISPサービスの提供

- アクトビラ提携プロバイダ

### 通信回線の提供

- 回線最低速度12Mbps

### 視聴端末の提供

- アクトビラビデオ・フル対応のTV (19インチ想定)

### サポート

- 視聴端末の設置及び設定のサポート
- トラブルの際の電話サポート

## 広告の管理

### 広告主

- 冠スポンサー
- 協賛スポンサー
- 地域スポンサー

### 企業CSR広告

- 制作費は実費負担 (地域スポンサーは無償支援)
- 1時間番組毎に企業CSR広告を放送 (1本のCMは15秒若しくは30秒)
  - 冠スポンサーには特別番組の放送枠有り

# 東日本復興チャンネルの運営事業の資金計画

…平成24年度  
 …平成25年度

## 企業CSR広告の広告収入

冠スポンサー	協賛スポンサー	地域スポンサー
5社 100,000[千円]	19社 95,000[千円]	42社 5,040[千円]
13社 260,000[千円]	35社 175,000[千円]	165社 19,800[千円]

## 運営事業に必要な費用

番組制作・送出	62,000[千円]
	240,000[千円]
視聴者支援	136,640[千円]
	212,600[千円]
予備費	1,400[千円]
	2,200[千円]
合計	200,040[千円]
	454,800[千円]

## 番組制作・送出

- 番組制作・編成
- 送出システム維持管理
- スタジオの開設、運営

3自治体	62,000[千円]
8自治体	240,000[千円]

## 視聴者支援

- 通信回線の提供
- ISPサービスの提供
- 視聴端末の提供
- サポート

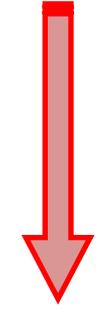
1200世帯	136,640[千円]
1600世帯	212,600[千円]

# 番組の制作・送出

## STEP1 (現在)

### 地域番組

- イベント情報
- 地域のお知らせ
- 市長のメッセージ



## STEP2 (平成24年度前半～)

### 地域番組

- イベント情報
- 地域のお知らせ
- 市長のメッセージ

+

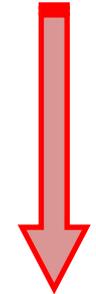
### コンテンツ拡充

- ライブカメラ
- 買い物支援
- 見守りサービス
- 地元企業紹介

+

### 企業CSR広告

- 支援企業
- 地元企業



## STEP3 (平成24年度後半～)

### 地域番組

- イベント情報
- 地域のお知らせ
- 市長のメッセージ

+

### コンテンツ拡充

- ライブカメラ
- 買い物支援
- 見守りサービス
- 地元企業紹介

+

### 企業CSR広告

- 支援企業
- 地元企業

+

### 海外への情報発信

- 多言語対応  
(英語字幕放送等)

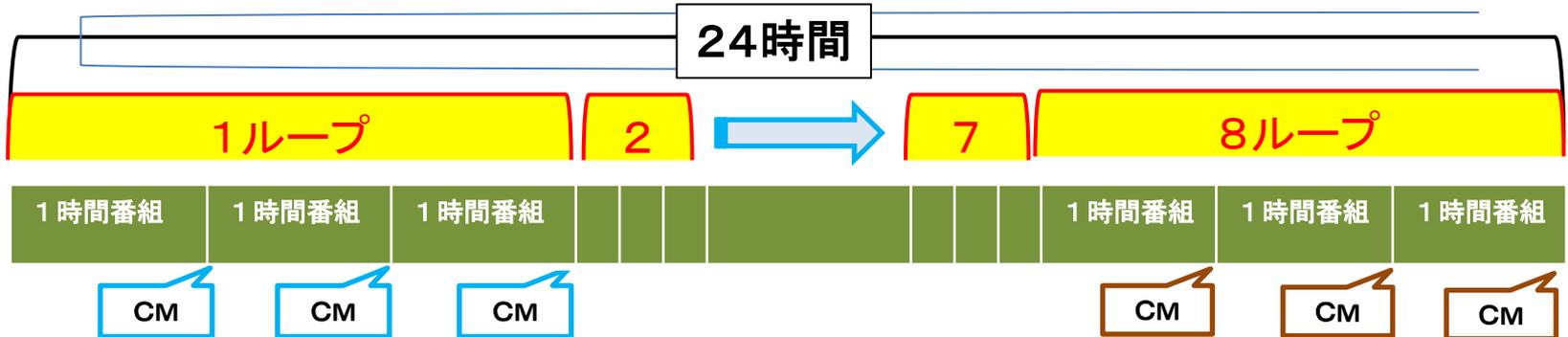
# 広告の管理(CM放送のポイント)

## 1 CM放送の概要

- CMの内容はCSR(企業の社会的責任)に関するもの
- 制作費は実費負担(地域スポンサーは無償支援)
- 1時間番組毎にCM放送
- 1本のCM(企業CSR広告)の尺は15秒もしくは30秒
- 冠スポンサーには特別番組の放送枠あり
- 露出回数、期間、秒数等は、金額や希望社数により調整

## 2 CMのタイミング

- 3時間を1ループ(同一のCM)として、24時間で8ループ
- 番組は1週間周期で更新、同じタイミングでCMも差し替え



# 視聴者の支援

## 1 目的

全国各地に避難されている被災者が東日本復興チャンネルを特別の負担なしにアクトビラにより視聴できるようにすること。

## 2 概要

上記の目的を達成するため、アクトビラによる視聴環境の整備を支援する。

## 3 支援の対象となる者の条件及び支援の内容

下記の条件に該当する者に対し、下記の内容の支援を行う。

条件1 \ 条件2		アクトビラビデオ・フル対応テレビ	
		無	有
インターネット 接続環境	無	●インターネット接続環境の提供（無償） ●アクトビラビデオ・フル対応テレビの貸与（無償）	●インターネット接続環境の提供（無償）
	有	●アクトビラビデオ・フル対応テレビの貸与（無償）	

※インターネット接続環境の提供（無償）の対象経費：①工事費（回線契約料、アクトビラ設定費を含む） ②回線利用料  
③インターネットプロバイダー利用料 ④ルーター設置費用

## 4 支援の対象とする期間

平成26年3月31日まで

## 5 その他

支援は、予算の範囲内で、申込み順により行う。